

## [支援窓口]に関して

### 1、業務内容

- ・各組合に窓口を設け、受け入れ店舗と就業希望者との連絡等に当たる。
- ・受け入れ店舗の申し込みは、各組合を通して行う。
- ・就業希望者は被災地の組合を通して申し込む。

\*この窓口は、紹介業務ではなく支援の業務を行う。

\*組合は連絡業務に当たるが、諸々の問題は受け入れ者と希望者の相方の話し合いによるものとする。

### 2、受け入れ条件等

- ・居住に関しては、寮や持ち家等が有れば最適であるが、賃貸でも良い。
- ・賃貸に関しては、紹介や保証人等が望ましい。

### 3、労働条件等

- ・労働条件は、労働基準法に基づき労使相方が対処する。

### [注意事項]

この窓口は支援業務であり、労使間の諸問題に関する責任を負わない事を御了承下さい。

### 連絡窓口

東京・関東ブロック美容協議会	
・茨城県美容業生活衛生同業組合	029-224-8215
・東京都美容業生活衛生同業組合	03-3370-2131
・神奈川県美容業生活衛生同業組合	045-261-0131
・千葉県美容業生活衛生同業組合	043-273-5151
・埼玉県美容業生活衛生同業組合	048-862-2600
・群馬県美容業生活衛生同業組合	027-230-2277
・山梨県美容業生活衛生同業組合	055-253-5667
・栃木県美容業生活衛生同業組合	028-651-5225

### 協力団体

- ・全日本美容講師会
- ・美容協同組合
- ・日本ヘアデザイン協会
- ・NPO法人 日本ヘアカラー協会
- ・ICD JAPAN